様式第2号

農業委員会受付印

農地法第３条の規定による許可申請書

令和　　年　　月　　日

阿南市農業委員会会長　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 〈譲渡人（貸人）〉 | | 〈譲受人（借人）〉 | |
| 住　所 | 阿南市宝田町東の一１００番地１ | 住　所 | 阿南市津乃峰町戎山２００番地 |
| 氏　名 | 富岡　太郎 | 氏　名 | 橘　花子 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所有権

　　下記農地（採草放牧地）について　　　賃貸権　　　　　　　　　　　　を　　　設定（期間　　　年間）　　　したいので、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用貸借による権利　　　　　　　　　　移転

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　その他使用収益権（　　）

農地法第３条第１項に規定する許可を申請します。

記

１　申請者の氏名等（国籍等は所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 氏　　　名 | 年齢 | 職　業 | 住　　　　　　　所 | 国籍等 |  |
| 在留資格又は特別永住者 |
| 譲渡人  （貸人） | 富岡　太郎 | 50 | 会社員 | 阿南市宝田町東の一１００番地１ |  |  |
| 譲受人  （借人） | 橘　花子 | 55 | 農業 | 阿南市津乃峰町戎山２００番地 | 日本 |  |

２　許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付して下さい。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地　番 | 地　　目 | | 面積（㎡） | 対価・賃料等の額  〔10ａ当たりの額〕 | 所有者の氏名又は名称  〔現所有者が登記簿と異なる場合〕 | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合 | |
| 登記簿 | 現　況 | 権利の種類、内容 | 権利者の氏名又は名称 |
| 原ヶ崎町堀川床 | 20番2 | 田 | 田 | 5,000 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | **※売る農地について記入します。** |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

３　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

|  |
| --- |
| １　権利を設定（移転）しようとする時期　許可の日  **※契約内容を選びます。**  ２　契約の内容  　　　（１）契約内容　☑売買　　　□贈与　　□賃借権　　　　　（２）契約期間（貸借の場合）　許可の日より　　　　年間  　　　　　　　　　　　□使用貸借権　　□その他【　　　　　】 |

**※提出書類**□申請書２部　　　□譲受人の住民票

　　　　　　□土地登記簿謄本

（全部事項証明に限る・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ利用分は不可）

**〇場合により提出する書類**

　　※一括贈与　□固定資産税名寄帳の写し

　　※賃借権・使用貸借権　□賃借権・使用貸借権契約書の写し

　　※譲渡人の登記上の住所が異なる

□譲渡人の住民票（ｺﾋﾟｰでも可）

　　※競売、民事調停等による単独行為での権利設定又は移転

　　　　□当該の競売、民事調停等を証する書面

|  |
| --- |
| 阿南農委指令　第　　　　　　　号  許可条件  上記のとおり許可します。  　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　阿南市農業委員会会長　阪　井　保　晴 |

１　この処分に不服があるときは, 地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により, この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，徳島県知事に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が，法人その他の社団若しくは財団である場合，総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には，同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合に，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。